

明 文 振 第 1 5 号  
平成 30 年(2018 年)1 月 2 9 日

明石市監査委員	藤 本 一 彦	様
同	星 川 啓 明	様
同	山 崎 雄 史	様
同	辻 本 達 也	様

明石市長 泉 房 穂

市民生活局（文化・スポーツ室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

みだしのこと、市民生活局（文化・スポーツ室）定期監査の結果に対して、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成 29 年 12 月 27 日

2 措置内容

(監査の結果報告)

1 行政財産の使用許可に係る事務について

文化振興課は、明石市立市民会館や明石市立西部市民会館などの行政財産に係る事務を所管している。

今回の定期監査では、行政財産について、使用許可の申請から使用料の徴収に至るまでの事務が適正に行われているかを確認した。その結果、行政財産の使用許可申請書を徴していないもの、使用許可書を交付していないもの、調定が重複しているものなど、事務が適正に行われていない事例が見受けられた。

文化振興課では、年度末に課室の移転があったこと、事務分掌の変更に伴い係の担当事務が変更になったこと、大幅な人事異動があったことなどから、事務が輻輳したことが原因の一つではないかと考えられる。

今後、同様の事例が発生しないよう、事務の引継ぎや相互応援を適切に行うなど、組織として適正な事務の執行に努められたい。

(講じた措置)

今後、大幅な事務分掌の変更や人事異動があった場合においても、同様の事例が発生しないよう、事務引継ぎ書の整備や応援体制を構築するなど、組織として適正な事務の執行に努めます。